

市民税

◆ 市民税とは

市民税は、県民税とあわせて、一般に住民税と呼ばれ、地域社会の費用を住民が広く負担するという性格をもっている税です。

また、市民税には、個人にかかる個人市民税と会社等の法人にかかる法人市民税があり、均等の税額を納める均等割と、個人の所得に応じて納める所得割（会社等の場合には法人税割といいます）があります。

◆ 個人市民税

個人市民税は、前年1年間の給与や公的年金、個人事業の売上げ、アパートの賃貸料、土地建物の譲渡益などの所得に対して課税される税で、1月1日に住所のある市町村で県民税とあわせて課税されます。

■ 市民税・県民税を納める人

1月1日現在（これを賦課期日といいます）に宇都宮市に住所がある人又は宇都宮市に住所がなくても、事務所や事業所、家屋敷がある人。

納税義務のある人	納める市民税・県民税	
	均等割	所得割
市内に住んでいる個人	○	○
市内に事務所・事業所や家屋敷を持っている個人で、市内に住んでいない人※	○	—

※ 別の市町村で住民税が課税されている人で、本市に本人又は家族の住む住宅がある人や、事業を行うための事務所や事業所がある人は、本市で道路の維持管理やごみの収集のほか、小中学校の運営や消防・救急などの行政サービスを受けていることから、本市でも市民税・県民税の均等割が課税されます。

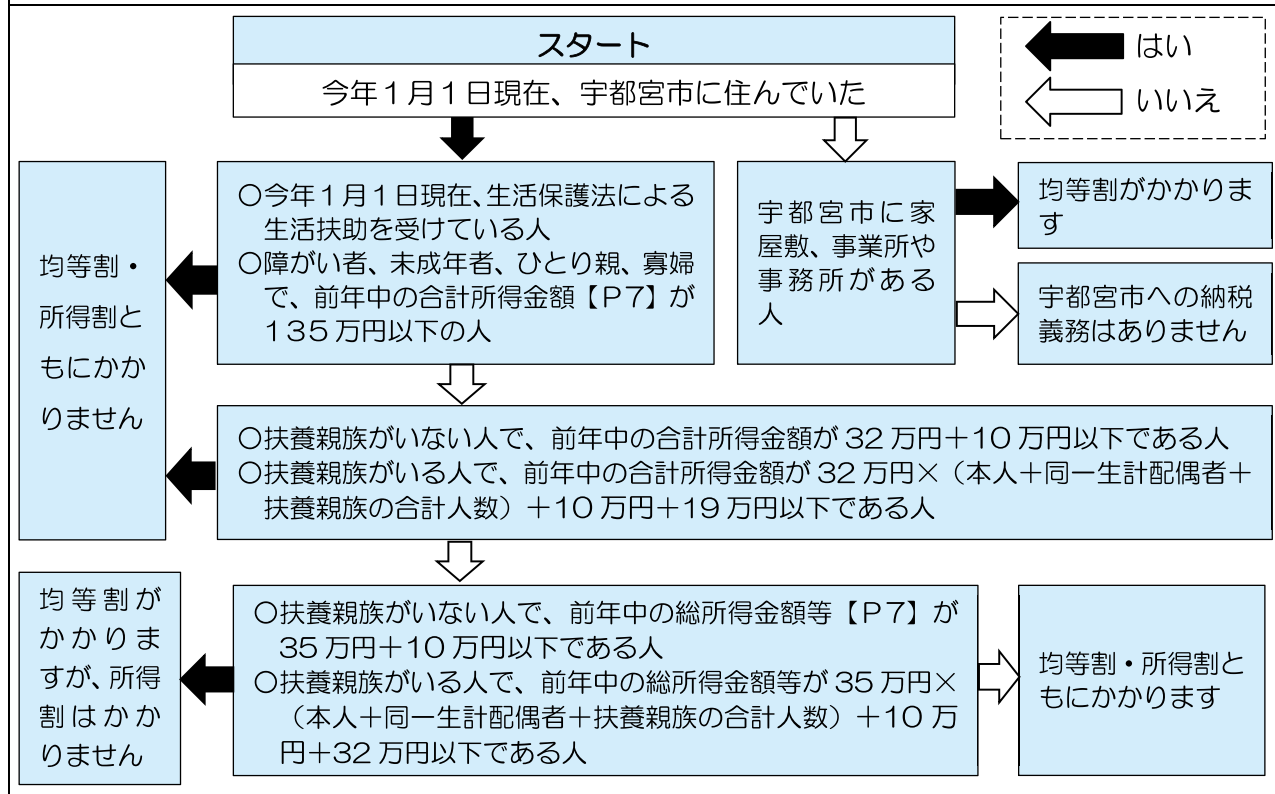
■ 市民税・県民税がかからない人

均等割も所得割もかからない人	① 賦課年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人 ② 障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年中の合計所得金額【P7】が135万円以下の人
均等割がかからない人	① 扶養親族なし⇒前年中の合計所得金額が32万円+10万円以下である人 ② 扶養親族あり⇒前年中の合計所得金額が32万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計人数※）+10万円+19万円以下である人
所得割がかからない人	① 扶養親族なし⇒前年中の総所得金額等【P7】が35万円+10万円以下である人 ② 扶養親族あり⇒前年中の総所得金額等が35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計人数※）+10万円+32万円以下である人

※ 扶養親族…合計所得金額が48万円以下で、納税義務者と生計を一にする親族

個人の市民税・県民税がかかる人、かからない人

次の問いに答えて、自分に個人の市民税・県民税がかかるかどうかみてみましょう。



税額の計算

個人の市民税・県民税は、均等割と所得割との合計額です。

ア 均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を、広く均等に市民に負担を求める趣旨で設けられており、非課税限度額を上回る所得がある人に定額の負担を求めるものです。

市民税 年額 3,500円 ※

+

県民税 年額 2,200円 ※
うち700円はとちぎの元気な森づくり県民税【P82】

※ 東日本大震災復興のための財源確保を目的とし、市民税と県民税にそれぞれ500円が加算されています。(令和5(2023)年度まで)

イ 所得割

所得割は、その人の所得に応じて負担を求めるものです。

【税額の計算】

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額をもとに、一般に下記のような算式で計算されます。

課税総所得金額【P7~11】
(前年中の所得金額-所得控除額)
1,000円未満の端数は切捨て

×

税率

- 税額控除
【P12~16】

- 配当割額・株式等
譲渡所得割額控除
【P16】

【所得割の税率】

市民税 6%

県民税 4%

■ 所得金額

所得の種類

所得の種類には、次の10種類があり、所得金額の計算方法は次のとおりです。
数種類の所得がある場合は、それらを合計します。

所得の種類		所得金額の計算方法	
① 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
② 配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などを取得するための負債の利子	
③ 不動産所得	家賃、地代、権利金など	総収入金額－必要経費	
④ 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	総収入金額－必要経費	
⑤ 給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額【P8】	
⑥ 退職所得	退職金、退職手当など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2【P20】	
⑦ 山林所得	立木(山林)を売った場合に生じる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額 ※ 特別控除額は最高50万円	
⑧ 譲渡所得	土地・建物や株式、ゴルフ会員権などの資産を売った場合に生じる所得	土地・建物	収入金額－土地・建物の取得価格などの経費－特別控除額【P20～21】
		株式	収入金額－株式の取得価格や売却のための経費【P21】
		その他	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額(特別控除額は最高50万円) ※ 長期譲渡所得は1/2が課税対象
⑨ 一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金など	総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(特別控除額は最高50万円) ※ 1/2が課税対象	
⑩ 雑所得	公的年金等(年金・恩給など)	収入金額－公的年金等控除額【P8～9】	
	副業に係る所得(原稿料やネットオークション等を利用した個人取引など)	総収入金額－必要経費	
	その他(①～⑨以外の所得)	総収入金額－必要経費	

※ 必要経費…仕入れ代金や従業員の給与など収入を得るために要した費用

※ 退職所得、土地建物の譲渡所得、上場株式等の配当所得については、P20～(分離課税)参照

POINT

総所得金額、合計所得金額、総所得金額等の違いについて

- 所得には、税法上次のような分類があります。
 - 総所得金額…①、②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑩の所得の合計額をいいます。
(損失の繰越控除後) (②、⑧は分離課税分を除く)
 - 合計所得金額…①～⑩までの所得の合計額をいいます。(損失の繰越控除前)
 - 総所得金額等…①～⑩までの所得の合計額をいいます。(損失の繰越控除後)

(注) 分離課税の土地・建物等の譲渡所得は、特別控除を適用する前の金額

ア 給与所得金額

サラリーマンなどの給与所得については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

給与の収入金額（A）	給与所得の金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	A - 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A ÷ 4 = B (千円未満の端数切捨て) B = _____,000 円	B × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円 ～	A - 1,950,000 円	

※ 2か所以上から給与の支払を受けた場合は、収入の合計額から所得金額を計算します。

【特定支出控除の特例】

給与所得者が、次のような支出（「特定支出」といいます）をしており、その年の特定支出の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合、確定申告によりその超える部分の金額を、給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度があります。

※ 特定支出…通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費

イ 公的年金等の所得金額

公的年金等の所得金額については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。公的年金等の所得金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

【令和4年分（令和5年度）】

- 65歳未満の人（昭和33年1月2日以後に生まれた人）

公的年金等の 収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999 円	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円

● 65歳以上の人（昭和33年1月1日以前に生まれた人）

収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
3,300,000円～4,099,999円	A×0.75 －275,000円	A×0.75 －175,000円	A×0.75 －75,000円
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85 －685,000円	A×0.85 －585,000円	A×0.85 －485,000円
7,700,000円～9,999,999円	A×0.95 －1,455,000円	A×0.95 －1,355,000円	A×0.95 －1,255,000円
10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

【所得金額調整控除】

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する人

- ① 本人が特別障がい者
- ② 23歳未満の扶養親族がいる
- ③ 特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

〈算式〉 {給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円} ×10%

2 給与所得と年金所得の両方を有し、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人

〈算式〉 {給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）} －10万円

■ 所得控除

所得控除とは、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引く金額のことをいいます。

所得控除の種類	所得控除の内容など
雑損控除	災害、盗難又は横領によって本人や生計を一にする親族の有する生活用資産などに損失を受けた場合
医療費控除	本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合（限度額200万円）
※医療費控除の特例	健康診査、メタボ検診、がん検診などの一定の取組を行っており、年間1.2万円を超えるセルフメディケーション税制の対象となるスイッチOTC医薬品を購入した場合（限度額8.8万円） ※医療費控除との併用はできません。
社会保険料控除	健康保険や介護保険の保険料、国民年金の保険料や国民年金基金の掛金などの支払額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、確定拠出年金（iDeCo等）、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合
生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれの支払額に応じた控除額の合計（合計適用限度額7万円）【P19】
地震保険料控除	地震保険料と、平成18年12月31日までに契約を締結した長期損害保険料のそれぞれの支払金額に応じた控除額の合計【P19】
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合（普通障がい者26万円、特別障がい者30万円、同居特別障がい者53万円） 障がい者控除は年少扶養親族（16歳未満）の方でも適用になります。

寡婦控除	本人の合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する場合（26万円） ① 夫と離別し再婚していない人で、子以外の扶養親族を有する場合 ② 夫と死別し再婚していない人	
ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母に該当する場合（30万円）	
勤労学生控除	本人が高等学校、大学、高等専門学校等の特定の学校の学生・生徒であり、合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合（26万円）	
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合（11万円～33万円） ただし、配偶者が70歳以上の場合は（13万円～38万円）【P10～11】	
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合（1～33万円）【P10～11】	
扶養控除	合計所得金額が48万円以下で本人と生計を一にする16歳以上の親族の場合	
		一般の扶養親族（16歳以上） 33万円
	上記のうち	特定扶養（19歳以上23歳未満） 45万円
		老人扶養（70歳以上） 38万円
	同居老親等（70歳以上で本人又は配偶者のいずれかと同居している本人又は配偶者の直系尊属） 45万円	
年少扶養親族（16歳未満）の扶養控除は、平成24年度以降廃止されました。		
基礎控除	本人の合計所得金額に応じて控除	
	本人の合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
※合計所得金額が2,500万円超の場合は適用されません。		

- ・ 合計所得金額などについては、すべて前年中のものです。
- ・ 控除額の計算部分などは、省略して表記してあります。（詳細は【 】のページに記載）

【配偶者控除と配偶者特別控除について】

納税義務者本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者給与を受ける者及び事業専従者に該当する者を除く。）がいる場合で、かつ、次の要件の全てを満たす場合、納税義務者本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた控除が受けられます。

● 配偶者控除

- ・ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ・ 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下であること。
- ・ 配偶者が、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族でないこと。

【配偶者控除の控除額】

配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税義務者本人の合計所得金額（※2）		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者（※1）	38万円	26万円	13万円

※1 前年の12月31日現在、年齢が70歳以上の人

※2 合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者（※3）及び16歳未満の年少扶養親族は、扶養控除の対象にはなりません。ただし、障害者控除の適用を受けることができます。

※3 同一生計配偶者とは、納税義務者本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者給与を受ける者及び事業専従者に該当する者を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の者をいいます。

● 配偶者特別控除

- ・ 納税義務者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ・ 配偶者前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下であること。
- ・ 配偶者が、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族でないこと。

※ 配偶者特別控除は、夫婦間で相互に受けることはできません。

【配偶者特別控除の控除額】

配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 (カッコ内は給与収入のみの場合)	納税義務者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (160万円超 166万8,000円未満)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (166万8,000円以上 175万2,000円未満)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (175万2,000円以上 183万2,000円未満)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (183万2,000円以上 190万4,000円未満)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190万4,000円以上 197万2,000円未満)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (197万2,000円以上 201万6,000円未満)	3万円	2万円	1万円
	133万円超 (201万6,000円以上)	0円	0円	0円

POINT パート収入と税金

パート収入がある場合、自身が課税されるかどうか（基礎控除以外の控除が無い場合）、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けられるかどうかは次の表のとおりです。

1月～12月までの パートの年間収入	自身の税金		配偶者に適用される所得控除※	
	住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
97万円以下	課税されない	課税されない	受けられる	受けられない
97万円を超え103万円以下	課税される			
103万円を超え201万6千円未満		課税される	受けられない	受けられる
201万6千円以上				受けられない

[P10～11]参照

※配偶者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

■ 税額控除

ア 調整控除（申告は不要です。）

国から地方への税源の移し替えに伴い、所得税と市民税・県民税を合わせた負担額が変わらないよう、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額（基礎控除の差額5万円など）により生じる負担増を調整するために、市民税・県民税から以下のとおり控除します。

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

1 市民税・県民税の合計課税所得金額（※）が200万円以下の人

①か②のいずれか少ない金額の5%

- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 市民税・県民税の合計課税所得金額

2 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円を超える人

{人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円)} ×5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

※ 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

【所得税と個人住民税の人的控除額の差】

控除の種類	個人住民税	所得税	控除額の差	
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別(本人を除く)	53万円	75万円	22万円
寡婦控除	26万円	27万円	1万円	
ひとり親控除(母)	30万円	35万円	5万円	
ひとり親控除(父)	30(26)万円	35(27)万円	1万円※1	
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円	

扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除	〈合計所得金額〉 2,400万円以下	43万円	48万円	5万円※2
	〈合計所得金額〉 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
	〈合計所得金額〉 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	

※1 ひとり親控除（父）は、旧寡夫控除の人的控除額差の1万円をそのまま引き継ぎます。

※2 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除の差額（所得税38万円、住民税33万円）を適用します。

※ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の人的控除の差

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除 配偶者	配偶者の合計所得 金額 48万円以下	5万円	4万円	2万円
	老人控除 対象配偶者	10万円	6万円	3万円
特別 控除 配偶者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

イ 配当控除

総所得金額の中に株式の配当などの配当所得がある場合は、次により算出した配当控除額を所得割から控除します。

$$\text{配当所得の金額} \times \text{配当所得の控除率} = \text{配当控除額}$$

◆ 配当所得の控除率

課税総所得金額等	市民税控除率	県民税控除率
1,000万円以下の部分の配当所得	1.6%	1.2%
1,000万円を超える部分の配当所得	0.8%	0.6%

※ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は控除率が異なります。

ウ 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

平成21年から令和7年12月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市民税・県民税の所得割から控除します。

【控除額の計算方法】

次の①と②のいずれかの少ない額を、市民税・県民税（所得割）から控除します。

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
 ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%又は7%を乗じて得た金額（下表のとおり）

居住開始年月	控除限度額
平成21年1月から平成26年3月末まで	所得税の課税総所得金額等の額の5% （限度額：97,500円）
平成26年4月から令和3年12月末まで （注1）	所得税の課税総所得金額等の額の7% （限度額：136,500円）
令和4年1月から令和7年12月末まで （注2）（注3）	所得税の課税総所得金額等の額の5% （限度額：97,500円）

※ 所得税の課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税退職所得及び課税山林所得の合計額のことです。

注1：当該住宅の取得等に適用される消費税の税率が8%又は10%の場合に限ります。それ以外の場合は、所得税の課税総所得金額等の額の5%（限度額97,500円）が適用されます。

注2：令和4年中に入居した方で、当該住宅の取得等に適用される消費税の税率が10%かつ以下の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしている場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%（限度額136,500円）が適用されます。

・新築の場合、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

・建売・中古・増改築等の場合、令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

注3：令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅は、省エネ基準を満たしている必要があります。

工 寄附金税額控除

● ふるさと納税（地方公共団体に対する寄附金）

対象寄附金	都道府県又は市区町村に対する寄附金
控除方式	税額控除方式
控除率	①（基本控除分）と②（特例控除分）の合計額を税額控除 ① [寄附金－2,000円] × 10% ② [寄附金－2,000円] × [$90\% - (0 \sim 45\%) \times 1.021$] <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">所得税の税率</div> ※①の基本控除分は、総所得金額等の30%を限度 （他の寄附金税額控除対象額も合わせて、総所得金額等の30%が上限となります） ※②の特例控除分は、個人住民税所得割（調整控除後）の20%を限度
適用下限額	2,000円

【ワンストップ特例制度の創設】

平成27年4月以降に支払った「ふるさと納税」は、一定の要件に該当する場合、ふるさと納税を行った各自治体に対して、寄附をした翌年の1月10日までに「ワンストップ特例申請

書」を提出することで、所得税の確定申告をせずに税制上の優遇措置を受けることができるようになりました。所得税の軽減額に相当する額を、「申告特例控除」として加算し、個人住民税の所得割から軽減します。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。

- 所得税の確定申告書の提出を要する。
- 所得税の確定申告書や個人住民税の申告書を提出した。
- ふるさと納税をした都道府県・市区町村の数が5団体を超える。
- 申告特例申請書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日の住民登録の市区町村が異なる。

※ 税制改正により、ふるさと納税（特例控除）の対象が、「総務大臣が一定の基準に適合するとして指定する都道府県・市区町村に対する寄附金」に変更になります。

令和元年6月1日以降に、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村に寄附した場合、寄附金税額控除のうち、①の基本控除分は控除を受けることができますが、②の特例控除分は対象外となります。

ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている都道府県・市区町村について、詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

POINT ふるさと納税

ふるさと納税とは、生まれ育った故郷などの応援したい自治体に寄附をした場合、ワンストップ特例制度の利用又は確定申告をすることによって、寄附金額のうち2,000円を超える額（上限設定あり）が、所得税と住民税から控除される仕組みです。

なお、所得税分は、寄附した年の確定申告で控除されますが、住民税分は寄附した翌年度の税額から控除されます。

● 災害関連寄附金

災害義援金等のうち、下記に該当するものは「ふるさと納税」（地方公共団体に対する寄附金）として市民税・県民税の寄附金控除の対象となります。

- 被災地方団体に対する義援金・寄附金
- 日本赤十字社や中央共同募金会が被災者への支援を目的として専用口座を設けて募集している義援金（※）
- 募金団体を通じた義援金（※）

※ 最終的に地方公共団体（義援金配分委員会等）に対して拠出される義援金に限ります。詳しくは総務省ホームページをご確認ください。

● 条例指定団体等に対する寄附金

対象寄附金	住所地の共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金（政令で定めるもの）及び都道府県又は市区町村が条例で定める寄附金
-------	---

控除方式	税額控除方式
控除率	$[\text{寄附金}(\ast) - 2,000 \text{円}] \times 10\%$ ※控除の対象となる額は、 総所得金額等の30%を限度 (他の寄附金税額控除対象額も合わせて、 総所得金額等の30%が上限となります。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 10%の内訳 都道府県民税 4% 市区町村民税 6% </div>
適用下限額	2,000円

※ 市民税・県民税には、所得税にある政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

オ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得及び市民税・県民税に相当する税が課された場合は、一定の方法で外国税額が控除されます。

■ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

前年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、特定口座で源泉徴収を選択されている場合には申告の必要はありませんが、その所得を本年度の住民税の申告（確定申告を含む）に含めて申告する場合には、算出された所得割額から源泉徴収された配当割額や株式等譲渡所得割額を控除します（配当割額・株式等譲渡所得割額の控除を受けるためには、市民税・県民税納税通知書が届くまでに確定申告書又は住民税の申告書を提出する必要があります）。

なお、控除しきれない金額がある場合（配当割額＋株式等譲渡所得割額＞所得割額）には均等割額に充当し、さらに控除しきれない金額は、還付あるいは他の未納の徴収金に充当します。

【所得税と異なる課税方式の選択】

平成29年度の税制改正により、上場株式などの配当や譲渡の所得（源泉徴収口座がある特定口座）については、所得税と異なる市民税・県民税の課税方式を選択できることが明確になりました。この異なる課税方式を希望する場合は、市民税・県民税納税通知書が届くまでに、市民税・県民税申告書を市民税課へ提出してください。

【特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化】

令和4年度の税制改正により、個人住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるようになりました。